

市区町村別集計項目(推進体制等)

徳島県	
市区町村数	24

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					4	4	3				24					
36	201	徳島市	男女共同参画センター	1	1	1	1				0	第4次男女共同参画プラン・とくしま	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
36	202	鳴門市	人権推進課	1	2	1	1	鳴門市男女共同参画推進条例	2015年3月24日	2016年1月1日		第3次鳴門市男女行動計画(鳴門パートナーシッププランⅢステージ)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
36	203	小松島市	人権推進課	1	2	0	0				0	第2次小松島市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1	
36	204	阿南市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	阿南市男女共同参画推進条例	2006年9月22日	2006年9月22日		第3次阿南市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
36	205	吉野川市	市民部 人権課	1	2	0	1	吉野川市男女共同参画推進条例	2007年3月28日	2007年4月1日		吉野川市第3次男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
36	206	阿波市	阿波市市民部人権課	1	2	0	0				0	阿波市男女共同参画基本計画(第3次)	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
36	207	美馬市	くらし・人権課	1	2	0	0				0	美馬市男女共同参画基本計画(第3次)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
36	208	三好市	人権室	1	2	0	0				0	三好市男女共同参画基本計画(第3次)	2019年3月 ~ 2024年3月	1	1	
36	301	勝浦町	住民課	1	2	0	0				0	勝浦町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
36	302	上勝町	住民課	1	2	0	0				0				0	0
36	321	佐那河内村	総務課	1	2	0	0				0	(佐那河内村総合計画)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	0	
36	341	石井町	石井町教育委員会 社会教育課	2	2	0	0				0				0	0
36	342	神山町	教育委員会事務局	2	2	0	0				0				0	0
36	368	那賀町	総務課	1	2	0	0				0	(那賀町まちづくり計画)	2007年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	0	
36	383	牟岐町	総務課	1	1	0	0				0				0	0
36	387	美波町	総務課	1	2	0	0				0	((第3次美波町総合計画(前期)))	2023年4月 ~ 2028年3月	0	0	
36	388	海陽町	長寿福祉人権課	1	2	0	0				0				0	0
36	401	松茂町	総務課	1	2	0	0				3	松茂町男女共同参画計画ver.1	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
36	402	北島町	総務課	1	2	0	0				0				0	0
36	403	藍住町	政策推進室	1	2	1	0				0	第3次藍住町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
36	404	板野町	人権コミュニティ課	1	2	0	0				0	(第5次板野町振興計画(後期基本計画))	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	0	
36	405	上板町	住民人権課	1	2	0	0				0				0	0
36	468	つるぎ町	総務課	1	2	0	0				0	第3次つるぎ町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
36	489	東みよし町	企画課	1	2	0	0				2	(第2次 東みよし町 総合計画)	2020年12月 ~ 2029年12月	0	0	

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
2 2023年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
| 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			2								1	1	2	0	0	2	0	0
36	201	徳島市	徳島市男女共同参画センター		770-0834	徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階	088-624-2611	088-624-2612	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisetsu/sonota/josei_center.html	○		○				○		
36	202	鳴門市	鳴門市女性子ども支援センター	ばあとなー	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170番地	088-684-1413	088-684-1370	https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/jinken/jinken/joseishien/index.html		○	○				○		
36	203	小松島市																
36	204	阿南市																
36	205	吉野川市																
36	206	阿波市																
36	207	美馬市																
36	208	三好市																
36	301	勝浦町																
36	302	上勝町																
36	321	佐那河内村																
36	341	石井町																
36	342	神山町																
36	368	那賀町																
36	383	牟岐町																
36	387	美波町																
36	388	海陽町																
36	401	松茂町																
36	402	北島町																
36	403	藍住町																
36	404	板野町																
36	405	上板町																
36	468	つるぎ町																
36	489	東みよし町																

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)													
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								その他
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	
			2					2	2	2	1	0	0	0	0	
36	201	徳島市	徳島市男女共同参画センター	2000年6月10日	3	3	10,628	○	○	○	○					男女共同参画社会づくりを目的とする団体への支援
36	202	鳴門市	鳴門市女性子ども支援センター	2010年4月1日	2	4	1,877	○	○	○						
36	203	小松島市			0	0	0									
36	204	阿南市			0	0	0									
36	205	吉野川市			0	0	0									
36	206	阿波市			0	0	0									
36	207	美馬市			0	0	0									
36	208	三好市			0	0	0									
36	301	勝浦町			0	0	0									
36	302	上勝町			0	0	0									
36	321	佐那河内村			0	0	0									
36	341	石井町			0	0	0									
36	342	神山町			0	0	0									
36	368	那賀町			0	0	0									
36	383	牟岐町			0	0	0									
36	387	美波町			0	0	0									
36	388	海陽町			0	0	0									
36	401	松茂町			0	0	0									
36	402	北島町			0	0	0									
36	403	藍住町			0	0	0									
36	404	板野町			0	0	0									
36	405	上板町			0	0	0									
36	468	つるぎ町			0	0	0									
36	489	東みよし町			0	0	0									

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			1			8	2	25.0	11	0	0.0	16	0	0.0	15	0	0.0	3,879	510	13.1
36	201	徳島市				1	1	100.0	2	0	0.0							961	164	17.1
36	202	鳴門市	2012年2月4日	鳴門市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							14	0	0.0
36	203	小松島市				1	0	0.0	1	0	0.0									
36	204	阿南市				1	0	0.0	1	0	0.0									
36	205	吉野川市				1	0	0.0	1	0	0.0							358	44	12.3
36	206	阿波市				1	0	0.0	2	0	0.0							371	33	8.9
36	207	美馬市				1	0	0.0	1	0	0.0							312	30	9.6
36	208	三好市				1	1	100.0	2	0	0.0							462	55	11.9
36	301	勝浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
36	302	上勝町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
36	321	佐那河内村										1	0	0.0	1	0	0.0	47	9	19.1
36	341	石井町										1	0	0.0	1	0	0.0	131	8	6.1
36	342	神山町										1	0	0.0	1	0	0.0	208	40	19.2
36	368	那賀町										1	0	0.0	0	0		154	21	13.6
36	383	牟岐町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
36	387	美波町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
36	388	海陽町										1	0	0.0	1	0	0.0	103	5	4.9
36	401	松茂町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
36	402	北島町										1	0	0.0	1	0	0.0			
36	403	藍住町										1	0	0.0	1	0	0.0	139	35	25.2
36	404	板野町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	1	1.9
36	405	上板町										1	0	0.0	1	0	0.0	148	29	19.6
36	468	つるぎ町										1	0	0.0	1	0	0.0	170	22	12.9
36	489	東みよし町										1	0	0.0	1	0	0.0	144	12	8.3

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1 (再掲)市町村防災会議(委員のみ) (再掲)市町村防災会議(会長を含む)						調査時点コード								
		問8-1		問8-2						審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)																								
	小計			360	312	6,348	1,965	31.0		404	358	6,689	1,862	27.8	127	70	765	138	18.0	485	57	11.8	588	64	10.9							
36	201	徳島市	40.0	2028年3月	57	54	1,196	432	36.1	法律又は条令に基づき設置する附属機関及び規則、要綱等に基づき設置する協議会など	28	25	457	136	29.8	6	4	40	7	17.5	46	6	13.0	47	7	14.9	1		1		1	
36	202	鳴門市	40.0	2026年3月	43	38	739	234	31.7	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	33	28	566	171	30.2	6	5	42	12	28.6	42	9	21.4	43	9	20.9	1		1		1	
36	203	小松島市	35.0	2024年3月	24	24	334	74	22.2	法律もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより設置されている審議会等	24	24	334	74	22.2	6	3	54	8	14.8	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1	
36	204	阿南市	地方自治法①第202条の3に基づく審議会 35% ②第180条の5に基づく審議会 13%	2024年3月	55	50	1,399	475	34.0	地方自治法 第202条の3及び第180条の5に基づく審議会	49	46	1,361	464	34.1	6	4	38	11	28.9	32	9	28.1	33	9	27.3	1		1		1	
36	205	吉野川市	40.0	2024年3月	71	60	983	312	31.7	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	28	26	530	172	32.5	6	5	54	10	18.5	0	0	0.0	23	1	4.3	1		1		1	
36	206	阿波市	30.0	2025年3月	47	33	719	222	30.9	審査会のほかに、要綱、規則等審議会や運営委員会	19	16	280	61	21.8	6	2	39	2	5.1	35	3	8.6	35	3	8.6	1		1		1	
36	207	美馬市	30.0	2025年3月	9	8	178	43	24.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	8	7	128	26	20.3	6	3	35	4	11.4	32	2	6.3	33	2	6.1	1		1		1	
36	208	三好市	20.0	2024年4月	24	20	423	76	18.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	22	18	332	57	17.2	6	2	34	2	5.9	36	1	2.8	37	2	5.4	1		1		1	
36	301	勝浦町	45.0	2027年3月	0	0	0	0	0	法律により設置されている審議会等(第202条の3)法律により設置されている委員会等(第180条の5)	13	12	124	47	37.9	5	3	24	7	29.2	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
36	302	上勝町									6	4	55	8	14.5	4	2	24	6	25.0	8	1	12.5	9	1	11.1	1		1		1	
36	321	佐那河内村									6	5	70	13	18.6	5	2	23	5	21.7	12	2	16.7	13	2	15.4	1		1		1	
36	341	石井町									11	10	139	24	17.3	5	3	32	5	15.6	16	3	18.8	17	3	17.6	1		1		1	
36	342	神山村									8	6	99	23	23.2	5	3	26	4	15.4	11	1	9.1	12	1	8.3	1		1		1	
36	368	那賀町									12	10	146	40	27.4	5	3	28	6	21.4	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
36	383	牟岐町									10	10	110	34	30.9	5	3	25	4	16.0	0	0	0.0	15	2	13.3	1		1		1	
36	387	美波町									10	8	151	35	23.2	5	4	26	7	26.9	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1	
36	388	海陽町									15	13	316	71	22.5	5	4	27	9	33.3	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1	
36	401	松茂町									22	21	299	105	35.1	5	2	25	3	12.0	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1	
36	402	北島町									12	11	160	38	23.8	5	2	24	4	16.7	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1	
36	403	藍住町	40.0	2024年3月	14	14	196	74	37.8	法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等	12	12	139	52	37.4	5	3	28	7	25.0	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1	
36	404	板野町									9	7	131	30	22.9	5	2	37	4	10.8	17	3	17.6	18	3	16.7	1		1		1	
36	405	上板町									15	13	244	52	21.3	5	3	28	7	25.0	0	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
36	468	つるぎ町	20.0	2027年3月	16	11	181	23	12.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	16	11	181	23	12.7	5	1	28	2	7.1	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1	
36	489	東みよし町									9	8	137	31	22.6	5	2	24	2	8.3	0	0	0.0	28	2	7.1	1		1		1	

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5								
			うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査時点コード	その他	調査時点コード	その他																	
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職					うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	防災・危機管理部局管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)						
																																											うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)
36	201	徳島市	974	233	23.9	779	167	21.4	98	7	7.1	86	7	8.1	109	14	12.8	85	9	10.6	767	212	27.6	608	151	24.8	1,378	659	47.8	929	386	41.6	1,451	652	44.9	895	359	40.1			127	15	11.8	34	2	5.9		
36	202	鳴門市	152	20	13.2	105	12	11.4	18	1	5.6	15	1	6.7	46	7	15.2	29	3	10.3	88	12	13.6	61	8	13.1	126	24	19.0	95	20	21.1	287	79	27.5	197	55	27.9	1		14	2	14.3	5	1	20.0	1	
36	203	小松島市	77	14	18.2	66	9	13.6	11	0	0.0	11	0	0.0	12	2	16.7	11	2	18.2	54	12	22.2	44	7	15.9	99	37	37.4	65	22	33.8	177	65	36.7	95	41	43.2	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
36	204	阿南市	62	11	17.7	50	9	18.0	9	2	22.2	8	2	25.0	6	1	16.7	6	1	16.7	47	8	17.0	36	6	16.7	73	33	45.2	53	25	47.2	145	73	50.3	86	44	51.2	1		8	1	12.5	4	0	0.0	1	
36	205	吉野川市	82	14	17.1	63	13	20.6	16	2	12.5	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	66	12	18.2	50	11	22.0	200	106	53.0	127	66	52.0	94	44	46.8	30	10	33.3	1		8	0	0.0	2	0	0.0	1	
36	206	阿波市	60	12	20.0	54	10	18.5	11	0	0.0	10	0	0.0	5	1	20.0	5	1	20.0	44	11	25.0	39	9	23.1	104	50	48.1	66	32	48.5	66	22	33.3	45	16	35.6	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1	
36	207	美馬市	51	10	19.6	51	10	19.6	8	0	0.0	8	0	0.0	17	0	0.0	17	0	0.0	26	10	38.5	26	10	38.5	89	54	60.7	70	35	50.0	24	12	50.0	17	5	29.4	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	208	三好市	74	16	21.6	52	8	15.4	9	1	11.1	7	1	14.3	13	2	15.4	9	1	11.1	52	13	25.0	36	6	16.7	104	56	53.8	50	15	30.0	72	38	52.8	21	9	42.9	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
36	301	勝浦町	59	21	35.6	49	15	30.6	11	0	0.0	9	0	0.0	3	1	33.3	2	1	50.0	45	20	44.4	38	14	36.8	172	93	54.1	108	43	39.8	76	45	59.2	35	13	37.1	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	302	上勝町	17	5	29.4	14	4	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	5	29.4	14	4	28.6	12	6	50.0	12	6	50.0	10	4	40.0	10	4	40.0	1		9	3	33.3	2	0	0.0	1	
36	321	佐那河内村	15	5	33.3	13	4	30.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	5	33.3	13	4	30.8	11	5	45.5	11	5	45.5	7	2	28.6	6	1	16.7	1		6	2	33.3	2	1	50.0	1	
36	341	石井町	10	1	10.0	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	9	1	11.1	8	1	12.5	16	6	37.5	14	4	28.6	8	5	62.5	7	4	57.1	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
36	342	神山町	30	13	43.3	23	8	34.8	0	0	0.0	0	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	27	13	48.1	20	8	40.0	37	22	59.5	24	11	45.8	86	51	59.3	55	28	50.9	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
36	368	那賀町	12	5	41.7	12	5	41.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	5	41.7	12	5	41.7	24	11	45.8	24	11	45.8	22	14	63.6	22	14	63.6	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
36	383	牟岐町	27	3	11.1	24	2	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	3	11.1	24	2	8.3	64	27	42.2	44	15	34.1	94	49	52.1	42	16	38.1	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	387	美波町	18	5	27.8	17	5	29.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	5	27.8	17	5	29.4	14	9	64.3	14	9	64.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
36	388	海陽町	19	4	21.1	19	4	21.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	4	21.1	19	4	21.1	16	11	68.8	14	9	64.3	28	5	17.9	24	1	4.2	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	401	松茂町	25	5	20.0	17	1	5.9	0	0	0.0	0	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0	22	5	22.7	15	1	6.7	14	4	28.6	11	3	27.3	24	8	33.3	21	7	33.3	1		8	1	12.5	3	0	0.0	1	
36	402	北島町	26	14	53.8	19	9	47.4	4	1	25.0	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	13	59.1	15	8	53.3	15	5	33.3	13	4	30.8	22	11	50.0	15	8	53.3	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	403	藍住町	14	4	28.6	11	4	36.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	4	28.6	11	4	36.4	67	29	43.3	28	15	53.6	31	17	54.8	16	7	43.8	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
36	404	坂野町	24	15	62.5	16	9	56.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	15	62.5	16	9	56.3	40	33	82.5	18	11	61.1	36	23	63.9	21	10	47.6	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
36	405	上板町	18	8	44.4	18	8	44.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	8	44.4	18	8	44.4	10	4	40.0	10	4	40.0	36	20	55.6	36	20	55.6	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
36	468	つるぎ町	34	9	26.5	26	6	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	34	9	26.5	26	6	23.1	22	14	63.6	11	2	18.2	16	11	68.8	8	3	37.5	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
36	489	東みよし町	46	9	19.6	29	1	3.4	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	45	9	20.0	28	1	3.6	16	6	37.5	14	5	35.7	51	37	72.5	47	26	55.3	1		6	1	16.7	0	0	0.0	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、産前に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
36	402	北島町	1	北島町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、北島町に勤務する職員(定年前再任用を含む一般職の職員、会計年度任用職員をいう。以下同じ。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	北島町議会	1	3	1	北島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1			
36	403	藍住町	1	藍住町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	藍住町議会	1	3	1	藍住町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間(双子以上の場合は9週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	2		
36	404	板野町	4	上板町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、上板町に勤務する一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	板野町議会	1	3	1	板野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
36	405	上板町	1	上板町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、上板町に勤務する一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	上板町議会	1	3	1	上板町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1
36	468	つるぎ町	4	東みよし町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、東みよし町に勤務する職員(再任用を含む一般職の職員及び嘱託職員をいう。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	つるぎ町議会	1	2	1	つるぎ町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1	
36	489	東みよし町	1	東みよし町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、東みよし町に勤務する職員(再任用を含む一般職の職員及び嘱託職員をいう。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	東みよし町議会	1	3	1	東みよし町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4		

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメントを規定している 2. 議員向け研修を実施している 3. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行おうとしている。 3. 行っておらず、今後、行おうとしている。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行おうとしている。 3. 行っておらず、今後、行おうとしている。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行おうとしている。 3. 行っておらず、今後、行おうとしている。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
		1	1	4	2	1	1	1	0	1	1	5			
		0	3	8					12	7	9	16			
		0	0	12					11	6	14	3			
		23	20								19				
36	201 徳島市	4	4	3					3	3	2	2			
36	202 鳴門市	4	4	3					3	3	4	2			
36	203 小松島市	4	2	2					2	3	2	4	1	小松島市地域防災計画 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。	
36	204 阿南市	4	4	3					3	3	4	1	阿南市地域防災計画 第17節「避難行動要支援者対策」 第5「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策」 本市は、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。 このため、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、阿南市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における調整連絡を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。		
36	205 吉野川市	4	4	1	1				2	2	3	2	1	吉野川市地域防災計画 第2編共通第1章災害予防第1節防災知識の普及・啓発 第1 方針(抄) 防災関係機関の職員(以下「防災対策委員」という。)においては、住民の先頭立って災害対策を推進する必要がある。災害とその対策に関する深い知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を実施する必要がある。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。 第4 自主防災組織等の育成・支援等 市は、自主防災組織等の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。 1 協力体制の整備(抄) 自主防災組織間の協力体制を整備するとともに、自主防災組織の活性化に向けて、市内の自主防災組織連絡協議会を設置し、自主防災組織間の情報や意見交換を行う協議・交流の機会を設けるなど組織間の連携体制の強化に努める。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の推進に努める。	

都 市	道 区	府 町	県 村 町	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
				問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
				1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定を定める(ハラスメント防止規定)がある(倫理防規)を 2. 議員向け研修を実施している 3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
36	205		吉野川市						(研修等)第6条 議会は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等の実施に努めるものとする。 (議会の措置)第7条 議会は、市長から議員による職員に対するハラスメントの防止に関する事案の報告があったときは、その内容について調査または聞き取りを行い、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。 (委任)第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。 附則 この条例は、公布の日から施工する										
36	206		阿波市	4	4	3				2	3	3	4		1	阿波市地域防災計画 女性リーダー等の育成、消防団における女性の活躍促進等			
36	207		美馬市	4	4	2				2	2	2	4		2				
36	208		三好市	4	4	2				2	3	2	4		2				
36	301		勝浦町	4	4	2				2	2	2	4		3				
36	302		上勝町	1	1	1		2		1	3	3	4		2				
36	321		佐那河内村	4	2	1			3	2	3	1	4		2				
36	341		石井町	4	2	2				2	2	2	4		2				
36	342		神山町	4	4	3				3	2	2	4		2				
36	368		那賀町	4	4	2				2	2	3	4		2				
36	383		牟岐町	4	4	2				2	2	2	4		2				
36	387		美波町	4	4	3				3	3	3	2		2				
36	388		海陽町	4	4	3				3	3	3	2		2				
36	401		松茂町	4	4	1	1			3		3	4		2				
																北島町地域防災計画 第1節 防災知識の普及・啓発 大規模災害時には町・県・防災関係機関の活動が制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自ら守ること(自助)」を基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。 また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を、地域の人々が協力し合って助けること(共助)」、避難場所での活動、あるいは「町や県など行政が行う防災活動(公助)」への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。 こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助・共助・公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う住民をあげての取組が重要であり、住民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化や、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して住民に防災思想、防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。 (略) 5 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策等は、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努める。			
36	402		北島町	4	4	3				3		3	4		1				
36	403		藍住町	4	4	3				3		3	1		2	藍住町議会議員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を用いることができるものとする。			
36	404		坂野町	4	4	3				3		3	4		2				
36	405		上坂町	4	4	3				2		2	4		3				
36	468		つるぎ町	4	4	3				3		3	4		2				
36	489		東みよし町	4	4	2				2		2	4		2				